

並行輸入自動車の事前書面審査について

1. 背景

独立行政法人自動車技術総合機構は、旧自動車検査独立行政法人神奈川事務所に於いて生じた不適切事案に関し、当機構と利害関係のない「神奈川事務所の不適切事案等に関する第三者委員会」を設置し、当該第三者委員会に事実の解明、原因分析及び再発防止策の提言を求めていたところであり、その中間調査報告書に基づく再発防止策等の検討結果を、平成28年4月19日付け「神奈川事務所で生じた不適切事案に関する報告について」として当機構ホームページにてお知らせしているところです。

当該内容に基づく再発防止対策を講じるべく、審査事務規程の一部を改正し、並行輸入自動車の事前書面審査について、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることとしております。

※ 平成28年4月19日付け「神奈川事務所で生じた不適切事案に関する報告について」

<https://www.naltec.go.jp/topics/fkoifn0000000wba-att/fkoifn0000000wby.pdf>

2. 改正概要

- 並行輸入自動車の事前書面審査は、現車審査時における保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としており、その標準審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内としているところです。

このような中、一部の事務所において、当該届出書等の提出があった翌日には受検者が新規検査等のために自動車を持ち込むことが常態化しており、事前書面審査に十分な期間を確保することが困難な状態となっておりました。

- このため、並行輸入自動車の書類審査期間を確保するとともに、十分な書面審査が終了するまで現車審査を行わないことを徹底し、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、これまで規定していた審査期間（届出書等の受理日から15日以内）の範囲内において、地方検査部の長が審査所要日数を対外的に明示することができるよう規定を改正します。
- この改正を受けて、さしあたり関東検査部管内事務所において、以下のとおり所要日数を定めることとしています。

四輪車の事前書面審査における審査所要日数（単位は業務日）

事務所 \ 対象車両	既存モデル	ニューモデル
関東検査部管内事務所 (神奈川事務所以外)	5日以上	7日以上
神奈川事務所	3日以上	5日以上

※届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間等は除きます。

- 並行輸入自動車の現車審査については、これまでと同様に事前書面審査が新規検査等の前日までに終了しているものだけに限り実施します。

なお、神奈川運輸支局（自動車検査登録事務所を除きます）においては、書面審査状況を確認し、審査が終了しているものに限って新規検査等の受付を行うこととします。

3. 今後のスケジュール

改 正 : 平成28年6月予定

施 行 : 平成28年8月予定